

ハートパル

8月
2023年
255号

いろいろ

性について、アップデートしましょう！

刑法の性犯罪規定が2023年7月13日から変わりました。

大きなキーワードは『**合意**』です。私たち一人ひとりの意思が問われるその時、自分自身でしっかり考え、意思を伝えることが大切になっていくのです。

時代に合わなかった法律も見直されはじめました。

私たちも体や心について知り、改めてアップデートしていきましょう。

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」に名称変更！

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、「**不同意性交等罪**」や「**不同意わいせつ罪**」として処罰されます。



【2】 性交同意年齢が13歳から16歳に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「**不同意性交等罪**」や「**不同意わいせつ罪**」として処罰されます(※)。

(※)13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のときに処罰される。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する



【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「**撮影罪**」・「**提供罪**」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、**16歳未満の子ども**の性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する



【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…**20年**
- ② 不同意性交等罪など…**15年**
- ③ 不同意わいせつ罪など…**12年** になりました

※時効の延長については6月23日から施行されています。



「No」も「Yes」も自分の意見をはっきり伝える時代になりましたね。

私たち自身もアップデート(更新)しながら、これからの生き方も考えていきましょう！

大村市つながりサポート事業

応援 & 相談会

8月20日

10:00~13:00 入場・相談無料

場所/プラットフォーム 458-2 (旧浜屋ビル)
住所/大村市本町458-2 (旧浜屋ビル)

託児あり
1歳~未就学児
事前申し込み
8月10日(水)まで

子育てコーナー
母子・父子家庭への支援に関する情報
大村市こどもセンター

お仕事相談コーナー
仕事・転職のお悩み
求人探しから応募まで
ハローワーク 大村

教育資金とお金のやりくりコーナー
進学のためのお金の基礎知識
物価高対策の家計直し
Trust Mind 針山
ファイナンシャルプランナー

なんでも子育て相談コーナー
どんなことでも相談OK!
子育てのお悩みに
子育て応援プレイス「そのまま」
専任 藤井洋子

女性の健康コーナー
検診に関する情報
大村市 国民健康保険課

女性のためのなんでも相談コーナー
子ども、家族、パートナー
人間関係の悩み事など
大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」

月経カップの使い方コーナー
生理用品の提供
ミモザおおむら

母子会コーナー
活動紹介
入会受付
大村市母子家庭福祉協議会

キッズコーナーありです

ご来場プレゼント

ご来場の方全員にノンバンクカード、お子様にはお菓子、お米NPO法人ハッピーサポートから種から提供のプレゼント!

お問合せは ミモザおおむら 080-3959-8576

大村市役所 男女共同参画推進センター | 受託者: 大村市母子家庭福祉協議会

まとめて聞ける!
いろいろ相談できる!!

- ★子育て相談
 - ★お仕事相談
 - ★教育資金・お金のやりくり
 - ★女性の健康について
 - ★生理について
 - ★母子会の紹介
 - ★女性のためのなんでも相談
- 8/20(日)**
10時~13時



前回も大好評!
キッズコーナーもあるので
安心して相談できます!
託児は事前申込が必要です
(1歳~未就学児)

お問い合わせ:080-3959-8576 ミモザおおむら

ハートパルライブラリー おすすめの本!



☆ライブラリーは登録後、すぐに貸し出しができます!

もういい嫁キャンペーンは終了だ! 結婚後に豹変したモラハラ・マザコン夫に嫁を召使い扱いする義母... ヤバすぎる親子にいびられた嫁の逆襲がいま、始まる...!

「モラハラ人物チェックリスト」
上谷さくら弁護士の「離婚サポート情報」も必見です!

男女共同参画推進センター「ハートパル」
女性のための **相談室**

月曜~金曜 9時~17時 (祝・年末年始休)

0957-54-8715

一人でも悩まないで! まずはお電話ください

秘密は守ります 無料です

2023年度 第7回

DV加害者非暴力教育プログラム

—暴力をなおしたいすべての男性へ—

9月5日(火)開講予定

全18回 毎週火曜日 19:00~21:00
場所:長崎市内

目的
当プログラムでは、DVについて学び、DVにまつわる考え方や行動パターンを見直し、パートナーと尊重しあう関係を築けるようになることを目指します。参加者は安全な環境で自己を見つめ直し、DVのサイクルを断ち切るためのスキルや考え方を学ぶことができます。グループセッションで、他の参加者と経験や気持ちを共有し、お互いに学びあうことができます。

*原則18回すべてに参加して頂きます
*参加は男性のみ

参加費 5万円 (全18回+個別面談費含む)

申込 お問い合わせ TEL:070-2833-7399
mail: info@nondv.com

主催:ながさきDV加害者更生プログラム研究会
http://www.nondv.com/

暴力をやめたい・変わりたい!苦しんでいるDV加害者に!

☆当センターにイベント・講座・相談などで来所され、右図の駐車場をご利用の場合は無料駐車券を発行します。

【問合せ先】
大村市男女共同参画推進センター「ハートパル」
〒856-0832
大村市本町 458 番地 2 プラットおおむら 4 階 (旧浜屋ビル)
TEL: 0957-54-8715 FAX: 0957-54-8700
Eメール: danijo-s@city.omura.nagasaki.jp
【問合せ時間】 月~金 9時~17時 (祝・年末年始休)

